

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

○参議院福島県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制

限額を定めた件の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第二号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

制限額 四〇、三三八、九〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(昭和三十一年法律第六十二号)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十二年六月

二十三日現在において、次のとおりである。
平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、二七八
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四三、九八一

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	制限額	選挙区	制限額
伊達郡	二九、六五三	福島市	七九、一三七
安達郡	一八、二八九	会津若松市	三一、六三三
岩瀬郡	八、五二七	郡山市	八九、二六四
南会津郡	八、六九〇	いわき市	九四、五三九
耶麻郡	一三、九五七	白河市	一一、六七七
河沼郡	九、三〇三	原町市	一一、七七八
大沼郡	八、四八九	須賀川市	一八、一一七
西白河郡	一八、〇六九	喜多方市	九、一八二
東白河郡	九、七九七	相馬市	一〇、三五六
石川郡	一一、三一九	二本松市	九、一一二
田村郡	一九、九五〇		
双葉郡	一九、九四五		
相馬郡	一〇、八六四		